

別 紙

議 事 の 経 過

【 開 会 前 に 、 一 月 一 日 付 け の 人 事 異 動 で 説 明 員 に 異 動 が あ っ た こ と に よ り 、 財 政 課 長 、 企 画 課 長 の 自 己 紹 介 あ り 。 上 下 水 道 課 長 は 、 入 院 加 療 中 の た め 欠 席 す る 旨 の 届 け 出 が あ っ た た め 割 愛 】

第 一 日 平 成 二 十 四 年 三 月 六 日

開 会 午 前 十 時

○ 議 長 （ 野 呂 日 出 男 君 ）

た だ 今 の 出 席 議 員 数 は 、 十 四 名 で あ り ま す 。

定 足 数 に 達 し て お り ま す の で 、 た だ 今 か ら 平 成 二 十 四 年 第 一 回 藤 崎 町 議 会 定 例 会 を 開 会 い た し ま す 。

こ れ か ら 、 本 日 の 会 議 を 開 き ま す 。

日 程 第 一 、 会 議 録 署 名 者 の 指 名 を 行 い ま す 。

会 議 規 則 第 百 十 五 条 の 規 定 に よ り 会 議 録 署 名 者 は 、

十 番 工 藤 健 一 君

十 一 番 佐 々 木 政 美 君

十 二 番 横 山 哲 英 君 を 指 名 い た し ま す 。

日 程 第 二 、 会 期 の 決 定 を 議 題 と い た し ま す 。

本 定 例 会 の 会 期 及 び 会 期 日 程 に つ い て は 、 議 会 運 営 委 員 会 で 審 議 い た し ま し た の で 、 議 会 運 営 委 員 長 か ら 報 告 を 求 め ま す 。

奈良岡文英議会運営委員長。

[議会運営委員長 奈良岡文英君 登壇]

○ 議会運営委員長（奈良岡文英君）

ただ今から議会運営委員会で審議いたしました結果をご報告申し上げます。

去る三月二日、午前十時から小会議室において、地方自治法第百九条の二第四項第一号の所管事務調査をするため議会運営委員会を開催し、平成二十四年第一回藤崎町議会定例会の会期及び会期日程について各委員の意見を十分尊重のうえ、慎重に審議いたしましたところ、会期は本日から三月十五日までの十日間とし、会期日程についてはお手元に配布しておりますとおり

三月六日は、開会・会議録署名者指名・会期の決定・諸般の報告・町長提案理由説明・予算特別委員会設置・議案審議・採決

三月七日・八日は、議案熟考のため休会

三月九日は、町政に対する一般質問

三月十日・十一日は、休日及び日曜日のため休会

三月十二日は、各常任委員会開催のため休会

三月十三日・十四日は、予算特別委員会

三月十五日は、議案審議・採決・常任委員会報告・委員派遣報告・閉会

以上のように議会運営委員会で決定いたしましたことを、ご報告申し上げます。

○ 議長（野呂日出男君）

お諮りいたします。

ただ今、議会運営委員長から報告がありましたとおり、本定例会の会期は本日から三月十五日までの十日間とし、休会日はお手元に配布してあります日程

表のとおりにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野呂日出男君)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から三月十五日までの十日間に決定いたしました。

○議長(野呂日出男君)

日程第三、諸般の報告を行います。

議案等の受理事項については朗読を省略し、お手元に配布してあります印刷物によりご了承願います。

なお本定例会の議案等説明のため出席を求めたところ、幸田上下水道課長から入院加療中のため欠席する旨の届け出が提出されたために、お手元に配付の諸般の報告の出席報告にありますとおり、阿部上下水道課長補佐の出席報告がありましたので、ご報告いたします。

次に、去る二月三日開催の、平成二十四年中南津軽郡町村議会議長会総会において、中南津軽郡町村議会議長会表彰規定により自治功労者として、本職が表彰されましたことを報告いたします。

次に平成二十四年二月二十八日付け青森県後期高齢者医療広域連合告示第三号で青森県後期高齢者医療広域連合議会の議員選挙において野辺地町長 中谷純逸氏及び階上町長 浜谷豊美氏の当選が告示をされたことを御報告いたします。

次に平成二十三年十二月二十六日、大志会から会員変更届が提出され、同日に佐々木政美議員から、一政会の会派届が提出されましたことを報告いたしま

す。

また同日、佐々木政美議員から、議会運営委員の辞任願が提出され、閉会中であることから委員会条例第十三条第二項ただし書きの規定により、同日付けで本職において辞任を許可したことをご報告いたします。

次に議会運営委員の辞任に伴う委員の選任については閉会中であることから委員会条例第八条第一項ただし書きの規定により、平成二十三年十二月二十八日工藤健一議員を本職において指名したことをご報告いたします。

○議長（野呂日出男君）

次に代表監査委員から監査報告を求めます。

神忠勝代表監査委員。

[代表監査委員 神忠勝君 登壇]

○代表監査委員（神忠勝君）

監査報告を申し上げます。

例月出納検査については去る二月二十七日から二十九日までの三日間にわたり、平成二十四年一月分の各会計の収入・支出について、町長から提出されました出納関係諸帳簿並びに支出に関する諸書類等を照合監査いたしましたところ、適正かつ正確に処理されており異常ないものと認めました。

以上であります。

○議長（野呂日出男君）

監査報告が終わりました。

これで諸般の報告を終わります。

日程第四、報告第一号から報告第二号まで、諮問第一号から諮問第二号まで及び議案第一号から議案第三十二号までを一括上程し、町長から提案理由の説

明を求めます。

町長平田博幸君。

[町長平田博幸君登壇]

○町長（平田博幸君）

（提案理由の説明別紙のとおり）

○議長（野呂日出男君）

日程第五、予算特別委員会設置の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会は、平成二十四年度の各会計予算案が、提案されておりますので、議員全員の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し議案第二十六号から議案第三十二号までをこれに付託のうえ審査することにしたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。

よって、本件については議員全員の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、議案第二十六号から議案第三十二号までをこれに付託のうえ審査することに決定いたしました。

○議長（野呂日出男君）

日程第六、請願第一号 社会資本整備を国の責任で実施する東北地方整備局青森河川国道事務所の存続を求める請願を議題といたします。

請願第一号の紹介議員の奈良岡文英君から趣旨説明を求めます。

奈良岡文英君。

[五番 奈良岡文英君 登壇]

○ 五番 (奈良岡文英君)

社会資本整備を国の責任で実施する東北地方整備局青森河川国道事務所の存続を求める請願について趣旨説明させていただきます。

地方分権改革推進委員会は、平成二十年十二月八日の第二次勧告で、政府の地方分権、道州制導入、公務員削減の推進を決定した「基本方針二〇〇七」の具体化としての地方出先機関の廃止勧告を行いました。その内容は、財界が求める将来の道州制を展望した組織体制を準備するものにほかなりません。

政府は、平成二十二年六月に「地域主権戦略大綱」を閣議決定し、「国の出先機関を原則廃止」することを明らかにしました。この閣議決定は、自公政権時代よりも一層財界の要求を取り入れたものです。さらに、平成二十二年十二月二十八日の閣議決定では、すべての河川・道路を委譲するための協議を完了させたうえで、平成二十四年の通常国会で関係法案を成立させ、平成二十六年内に委譲するというものです。

しかも、河川・道路の委譲の中には、これまでの建設国債二百四十五兆円も含めて移譲する方針が示されております。

社会資本整備は、日本国民に対して、日本国憲法の下で全国平等の利益を保障するための国の責任と義務をもった事業です。国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所がおこなっている業務は、日本の特異な地形がもたらす台風集中豪雨による急激な河川の増水による洪水から、岩木川・馬淵川流域の地域住民の命と財産を守る河川事業、地域経済の大動脈としての国道の改築・維持修繕・交差点改良・冬期の交通網の確保をする雪寒作業などによって、青森県

内の経済活動と生活を支える重要な国道事業であり、地域と密着した行政機関としての任務をもっています。岩木川水系では百年に一度の規模の洪水では、三百五十箇所を超える水防活動を必要とする箇所があり、馬淵川では三十箇所弱の水防活動を必要とする箇所があります。こうした青森県に生活する県民の安全、安心のためにも危険箇所を一日も早く解消することや、全国に遅れている道路網整備のための公共事業費の予算配分を確保するとともに、防災、維持管理に重点配分をする必要があることから、引き続き、青森河川国道事務所の存続を求めるものであります。

以上の趣旨から、次の三項目について、関係機関に対し、意見書を提出していただくよう地方自治法第二百二十四条の規定によりお願いいたします。

請願項目といたしましては、社会資本整備と管理は、引き続き、国の責任で実施すること。岩木川・馬淵川、国道四号・七号・四十五号・一〇一号・一〇四号の改修・改築・維持管理を担う国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所を存続すること。全国に遅れている青森県内の社会資本整備の推進と防災維持管理に重点的予算配分をすること、となっております。

我が藤崎町は津軽地方の大動脈である国道七号線と三三九号線が交差する津軽地方の経済物流を担っている重要な交通の要衝にあります。また河川では、津軽平野の大河川、岩木川・平川・浅瀬石川の合流地点であり、たびたび洪水を起こし農作物に大きな被害を与えたりしております。我が町には国土交通省の藤崎出張所があり、今後さらに地域に密着した任務を担っていると思っております。その役割は、大変大きなものがあると思っております。

よって本請願に対しては、議員各位の皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。請願の趣旨説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○ 議長（野呂日出男君）

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○ 議長（野呂日出男君）

討論なしと認めます。

これから請願第一号を採決いたします。

請願第一号は採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。

よって請願第一号は採択することに決定いたしました。

奈良岡文英君。

○ 五番（奈良岡文英君）

ただいまの請願の採択に対してはご賛同大変有難うございます。

つきましては、関係機関への意見書を提出していただくよう、お取り計らいをお願いするものであります。

○ 議長（野呂日出男君）

お諮りいたします。

ただいま奈良岡文英君から意見書を提出したい旨の発言がありました。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野呂日出男君)

異議なしと認めます。

よって意見書を提出することに決定いたしました。

なお意見書の作成につきましては、紹介議員と本職にご一任願います。

○議長(野呂日出男君)

日程第七、請願第二号 T P P への参加反対の意見書を求める請願を議題といたします。

請願第二号の紹介議員の浅利直志君から趣旨説明を求めます。

浅利直志君。

[十三番 浅利直志君 登壇]

○十三番(浅利直志君)

それでは、請願第二号 T P P への参加反対の意見書を求める請願について趣旨説明をさせていただきます。

この請願団体は、食と農を守る青森の会、代表者が神田健策氏であります。

それでは、請願趣旨について説明させていただきます。

お手元に資料が配付されておると思いますので、それを中心に説明させていただきます。

野田首相は、先に開かれた A P E C 首脳会議の際に「T P P への参加に向けて関係各国との協議に入る」との方針を表明しました。そして、アメリカ政府は、日米首脳会談で野田首相が「全ての物品やサービスを貿易自由化交渉のテーブルにのせる」と表明しています。

これをめぐって野田首相の発言は、「ＴＰＰへの参加が前提ではない」などと釈明や言い訳をしております。しかし、こういう言い訳は、国際的には通用するものではありません。

中段は割愛させていただきます、最後の十行ほどを説明させていただきます。

このように今回のＴＰＰに対する方針は、明確にＴＰＰ交渉参加を前提にしたものであって、ＴＰＰへの参加に反対する多くの国民や、これまでに議決されている四十四道府県議会、市町村議会の八割を超える反対ないし慎重な対応を求める意思を踏みにじるものであり、断じて許されるものではありません。

これまでの議論を通じてＴＰＰは農業などの第一次産業への壊滅的な影響にとどまらず、全品目を完全に自由化対象としていくということであり、医療など国民生活の根幹に影響が及ぶ懸念が広く指摘されております。

政府の説明は「国益を守るんだ」などと抽象的な説明にとどまっています。国益に重大な影響を及ぼすＴＰＰについては、国民的コンセンサスもなく、多くの反対世論を無視して参加を強行することは絶対に許されません。

以上の趣旨から以前にもＴＰＰ参加反対の意見書を本議会としてもしておりますが、再度議会で決議しその実現をはかることを求めるものであります。

請願項目としましては、「ＴＰＰへの参加に向けて関係各国との協議に入る」とした方針を撤回して、「ＴＰＰ参加に向けた協議を中止すること、ということ」であります。

議員各員のご賛同のほど、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして説明と賛同のお願いをさせていただきます。

○ 議長（野呂日出男君）

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(野呂日出男君)

討論なしと認めます。

これから請願第二号を採決いたします。

請願第二号は採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野呂日出男君)

異議なしと認めます。

よって請願第二号は採択することに決定いたしました。

浅利直志君。

○十三番(浅利直志君)

すみません。採択されたので、安心してしまいました。

意見書を採択していただきまして本当に有難うございます。

つきましては、関係機関へ意見書を提出していただきたく、お取り計らいのほどをよろしくお願いするものであります。

よろしくお願いいたします。

○議長(野呂日出男君)

お諮りいたします。

ただいま浅利直志君から意見書を提出したい旨の発言がありました。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野呂日出男君)

異議なしと認めます。

よって意見書を提出することに決定いたしました。なお意見書の作成につきましては、紹介議員と本職にご一任願います。

○議長(野呂日出男君)

日程第八、請願第三号藤崎町の非核平和自治体宣言を求める請願(書)を議題といたします。

請願第三号の紹介議員を代表して相馬勝治君から趣旨説明を求めます。

相馬勝治君。

[九番 相馬勝治君 登壇]

○九番(相馬勝治君)

それでは、請願第三号藤崎町の非核平和自治体宣言を求める請願(書)について趣旨説明をさせていただきます。

核兵器も戦争もない恒久平和の世界は、全人類共通の願いです。しかるに、今なお数万発の核兵器によって世界の平和と人類の生存は大きな脅威にさらされ被爆六十六年がたった今も、広島・長崎の被爆者は耐え難い苦しみを味わっております。世界で初めて原爆投下を経験した日本国民として、核兵器を廃絶し、市民の平和な暮らしを将来にわたって守っていくことは、今日に生きる我々に課せられた重要かつ緊急な責務です。

市民の平和の願いの具体化の一つとして、一九八〇年代にイギリス・マンチェスターから始まり世界と日本に広がった非核平和自治体宣言は、現在、日本

では千五百自治体に達し、青森においては、県を含めた四十一自治体のうち、二〇一一年十二月末現在三十六の自治体が非核平和自治体を宣言しております。一昨年、核不拡散条約（NPT）再検討会議において、日本政府やドイツなど四十二カ国が共同で「核兵器のない世界」に向けて、核軍縮と不拡散の教育の必要性と核兵器使用の悲劇的な結果を次世代に伝えていく重要性を訴える声明が発表されました。

青森県をはじめとするすべての県内の自治体が、非核平和自治体を宣言し、核兵器のない平和な社会づくりを世界に発信することを望みます。

以上の趣旨から、次の事項を実施していただけるよう請願するものです。

藤崎町の非核平和自治体宣言を行ってください。

「非核平和都市宣言」案として、地球上からすべての核兵器をなくし、世界の恒久平和と安全を実現することは全人類共通の願いです。世界で初めて広島・長崎と二回にわたる原爆投下を経験した日本国民の悲願でもあります。原爆投下から六十有余年が過ぎた今なお多くの被爆者が苦しんでいることから、核兵器を廃絶し、県民の命と平和な暮らしを守っていくことが、重要かつ緊急な責務です。

藤崎町は、かけがえのない郷土藤崎、そしてすべての町民を、再びあの忌まわしい戦火にさらさせることがないよう、あらゆる国の核兵器の廃絶と世界の恒久平和確立を求めて、ここに「非核平和都市」であることを宣言したいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○ 議長（野呂日出男君）

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(野呂日出男君)

討論なしと認めます。

これから請願第三号を採決いたします。

請願第三号は採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野呂日出男君)

異議なしと認めます。

よって請願第三号は採択することに決定いたしました。

○議長(野呂日出男君)

日程第九、請願第四号「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書を国への提出を求める請願書を議題といたします。

請願第四号の紹介議員の小野稔君から趣旨説明を求めます。

小野稔君。

[六番 小野稔君 登壇]

○六番(小野稔君)

「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書を国への提出を求める請願書。昨年三月十一日に発生した、東日本大震災における我が国の対応は、当初「想定外」という言葉に代表されるように緊急事態における取り組みの甘さを国民と世界に広く知らしめる結果となりました。世界の多数の国々は今回のような大規模自然災害時には「非常事態宣言」を発令し、政府主導のもとに災害救援

と復興に対処しています。

我が国のように、平時体制のまま国家的緊急事態を乗り切ろうとすると、前衛部隊の自衛隊、警察、消防などの初動体制、例えば部隊の移動、私有物の撤去、土地の収用などに手間取り、救援活動に様々な支障を来し、その結果さらなる被害が拡大するものです。

また原発事故への初動対応の遅れは、事故情報の第一発信先が国ではなく、事故を起こした東京電力当事者ということに問題があります。さらに言えば、我が国の憲法はその前文に代表されるように平時を想定した文面となっており、各国に見られるように外部からの武力攻撃、大規模自然災害を想定した「非常事態条項」が明記されておられません。

よって、国会及び政府において、「緊急事態基本法」を早急に制定する「意見書」を本議会から提出してくださるよう請願いたし、請願事項は、「緊急事態基本法」の制定を求める意見書を国会に提出すること。

議員各位のご賛同をくださるようお願い申し上げます。

○議長（野呂日出男君）

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（野呂日出男君）

討論なしと認めます。

これから請願第四号を採決いたします。

請願第四号は採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野呂日出男君)

異議なしと認めます。

よって請願第四号は採択することに決定いたしました。

小野稔君。

○六番(小野稔君)

ただ今の請願採択誠に有難うございます。

つきましては、関係各位へ意見書を提出していただくよう、お取り計らいをお願いするものであります。

○議長(野呂日出男君)

お諮りいたします。

ただいま小野稔君から意見書を提出したい旨の発言がありました。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野呂日出男君)

異議なしと認めます。

よって意見書を提出することに決定いたしました。

なお意見書の作成につきましては、紹介議員と本職にご一任願います。

○議長(野呂日出男君)

これをもって、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午前十一時二十七分